

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面（以下この条において「<u>転売制限書面</u>」という。）を交付する者（以下この条において「<u>書面交付者</u>」という。）は、<u>転売制限書面</u>の交付に代えて、第六項で定めるところにより、<u>転売制限書面</u>の交付を受けるべき者（以下この条において「<u>書面被交付者</u>」という。）に対し、<u>転売制限書面</u>に記載すべき事項（以下この条において「<u>転売制限情報</u>」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、<u>書面交付者</u>は、<u>転売制限書面</u>を交付したものとみなす。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔4・5 略〕</p>	<p>（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「<u>書面交付者</u>」という。）は、<u>第一項第二号ロ</u>又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、<u>当該書面</u>の交付を受けるべき者（以下この条において「<u>書面被交付者</u>」という。）の同意を得て、<u>当該書面</u>に記載すべき事項（以下この条において「<u>転売制限情報</u>」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、<u>書面交付者</u>は、<u>当該書面</u>を交付したものとみなす。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔4・5 同上〕</p>

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すこと。

イ 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付者から同意を得ること。

ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書面の交付を請求することができる旨を告知すること。

7 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等

第十二条 「略」

2 前項第一号ロ(2)(ii)に規定する書面(以下この条において「転売制限書面」という。)を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)に対し、転売制限書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付したものとみなす。

「一・二 略」

「3・4 略」

5 書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すこと。

イ 第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの  
ロ ファイルへの記録の方式

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

第十二条 「同上」

2 前項第一号ロ(2)(ii)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、同号ロ(2)(ii)に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

「一・二 同上」

「3・4 同上」

5 書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供すること  
について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付  
者から同意を得ること。

ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書  
面の交付を請求することができる旨を告知すること。

6 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告  
知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話  
その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ  
つたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁  
的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該  
申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りで  
ない。

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)  
第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定す  
る書面(以下この条において「書面被交付者」という。)を交付す  
る者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限  
書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、転売制限書  
面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」とい  
う。)に対し、転売制限書面に記載すべき事項(以下この条におい  
て「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法

6 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か  
ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を  
受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売  
制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当  
該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限  
りでない。

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)  
第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定す  
る書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。  
)は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規  
定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書  
面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」と  
いう。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条に  
おいて「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する

その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付したものとみなす。

「一・二 略」

〔5・6 略〕

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一|| あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すこと。

イ 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

二|| 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供すること  
について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付者から同意を得ること。

ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書面の交付を請求することができる旨を告知すること。

8 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ

方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

「一・二 同上」

〔5・6 同上〕

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一|| 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二|| ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売

ったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りでない。

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「略」

2 「略」

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面(以下この条において「転売制限書面」という。)を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)に対し、転売制限書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付したものとみなす。

「一・二 略」

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「同上」

2 「同上」

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

「一・二 同上」

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次

一 二 あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すこと。

イ 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの  
ロ ファイルへの記録の方式

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付者から同意を得ること。

ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書面の交付を請求することができる旨を告知すること。

7 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りでない。

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 「略」

に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 二 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 三 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 「同上」

〔2・3 略〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面(以下この条において「転売制限書面」という。)を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、転売制限書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、転売制限書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)に対し、転売制限書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、転売制限書面を交付したものとみなす。

〔一・二 略〕

〔5・6 略〕

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一| あらかじめ、書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すこと。

イ| 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの  
ロ| ファイルへの記録の方式

二| 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

〔2・3 同上〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

〔一・二 同上〕

〔5・6 同上〕

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一| 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二| ファイルへの記録の方式



<p>イ あらかじめ、転売制限情報を電磁的方法により提供すること      について、電磁的方法又は電話その他の方法により書面被交付      者から同意を得ること。</p> <p>ロ あらかじめ、書面被交付者に対し、書面交付者に転売制限書      面の交付を請求することができる旨を告知すること。</p> <p>8 前項第二号イの規定による同意を得、又は同号ロの規定による告      知をした書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話      その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ      ったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁      的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が当該      申出をした後に同号イの規定による同意をした場合は、この限りで      ない。</p> <p>〔9・10 略〕</p>	<p>8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者か      ら電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を      受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売      制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当      該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限      りでない。</p> <p>〔9・10 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	